

# 住まいの相談

## 1 住宅住み替え相談

住み替えの困難な高齢者や一般世帯を対象に、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会千代田中央支部の協力を得て民間賃貸住宅への住み替えや公共住宅についての案内などを行っています。

1. 相談日時	
毎月第1月曜日（一般世帯）	午後1時～4時
毎月第2・4火曜日（高齢者世帯）	午後1時～4時
2. 相談内容	
民間賃貸住宅への住み替えや公共住宅についての案内	
3. 相談員	
公益社団法人東京都宅地建物取引業協会 千代田中央支部の相談員・区職員（高齢者世帯のみ）	

<問合せ先>

福祉保健部 高齢者福祉課 高齢者サービス係

電話 3546-5355

都市整備部 住宅課 計画指導係

電話 3546-5466

## 2 法律相談

弁護士による法律相談を行っています。事前の予約が必要となります。

相談日時	相談場所
毎週金曜日 午後1時～4時	区民相談室
毎月第2・4水曜日※ 午後1時～4時	日本橋特別出張所
毎月第1・3月曜日※ 午後1時～4時	月島特別出張所

※休日の場合は翌開庁日

<問合せ先>

区民相談室

電話 3546-9590

## 3 建築関係相隣環境相談

日照障害、電波障害、プライバシーの侵害など、建築に起因する相隣環境問題について、当事者間の合意を図るための調整を行っています。判例や解決事例を教示し、合意を図るために必要な指導や助言をします。

<問合せ先> 都市整備部 都市計画課 相隣調整担当係

電話 3546-5463

## 4 安全・安心おまかせ出前相談

防犯アドバイザーをご家庭に派遣し、空き巣対策などの防犯対策に関する相談をお受けします。

1. 対象者
区内にお住まいの方
2. 利用方法
派遣を希望する日の2週間前までに申し込む。
3. 費用
無料

<問合せ先>

総務部 危機管理課 危機管理担当

電話 3546-5087

## 5 東京都の不動産相談

不動産取引に関する苦情や相談に応じるため、不動産相談窓口を設けています。(土・日、祝日及び年末年始を除く)。

相談体制	不動産取引に関する相談	不動産業者が関与する不動産取引紛争の民事上の法律相談(弁護士)
電話相談	①賃貸住宅に関する相談 賃貸ホットライン 電話 5320-4958 ②不動産売買などに関する相談 指導相談係 電話 5320-5071	—
面談相談	予約受付時間(相談日の1週間前から予約受付) 午前9時~午後5時30分	相談時間(相談日の1週間前から予約受付) 午後1時~4時(面談時間は20分)
問合せ先	新宿区西新宿 2-8-1 都庁第2庁舎3階 東京都住宅政策本部住宅企画部不動産課 電話 5320-5071	新宿区西新宿 2-8-1 都庁第2庁舎3階 東京都不動産取引特別相談室 電話 5320-5015

## 6 住宅に関するトラブル等の相談

一級建築士の資格を有した相談員が住宅に関する幅広いご相談にお答えします。一定の条件を満たす方は、弁護士と建築士による対面の専門家相談や紛争処置も利用できます。まずは、住まいるダイヤル((公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター)にご相談ください。

<問合せ先>

住まいるダイヤル

電話 0570-016-100(ナビダイヤル) / 3556-5147

ホームページ <https://www.chord.or.jp/>